

標題

AFS 条約に関する初回検査及び証書発行について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0733

発行日 2008 年 5 月 13 日

各位

先般 ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-0710 にてお知らせしましたとおり、AFS 条約が 2008 年 9 月 17 日に発効いたします。

つきましては、AFS 証書発行までの概略を、以下の通りお知らせいたします。

1. AFS 条約は、軍艦等を除く以下の船舶に適用されます。
 - (1) 締約国を旗国とする船舶
 - (2) 締約国を旗国としない船舶のうち、締約国の権限の下で運航されている船舶
 - (3) 締約国の港、造船所又は沖合の係留施設にある船舶のうち、(1)又は(2)に該当しない船舶
2. また、上記 1. の船舶で、国際航海に従事する船舶(固定又は浮揚プラットフォーム、FSU 及び FPSO を除く)には以下の要件が適用されます。
 - (1) 総トン数 400 トン以上の船舶は検査を受け、AFS 証書を本船上に所持すること。
 - (2) 24 メートル以上で総トン数 400 トン未満の船舶は、船舶所有者又はその代理の者による宣言書を所持すること。
3. 地域規制により、適合証明書(SOC)の所持を要求される場合がありますので、ご注意ください(EU 域内における地域規制に関しては、2003 年 5 月 26 日発行 ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-0528 をご参照ください)。
4. 2008 年 4 月 30 日現在の AFS 条約批准国は以下の 28 カ国です。なお、最新の AFS 条約批准状況は IMO のウェブサイト(http://www.imo.org/Conventions/mainframe.asp?topic_id=248)でもご確認ください。

アンティグア・バーブダ、オーストラリア、バハマ、ブルガリア、クック諸島、クロアチア、キプロス、デンマーク、フランス、ギリシャ、アイスランド、日本、キリバス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、メキシコ、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ポーランド、ルーマニア、セントクリストファー・ネイビス、シエラレオネ、スロベニア、スペイン、スウェーデン、ツバル
5. 初回検査は、以下のいずれか早い方の日までに、原則として船底検査時に行う必要があります。
 - (1) 2008 年 9 月 17 日以降最初に防汚システムの変更又は更新を行う日
 - (2) 2010 年 9 月 16 日
6. なお、日本籍船舶の場合、上記 5.の時期又は 2008 年 9 月 17 日以降最初の定期的検査の時期のどちらか早い時期に初回検査を行う必要がありますのでご注意ください。
7. 初回検査時は、以下の書類を担当支部・事務所まで提出願います。
 - (1) 申込書
 - (2) 船主又は造船所の防汚システム及びシーラコート発注書

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

- (3) 塗料メーカーが発行した防汚システム及びシーラコートの納品書
 - (4) 塗料メーカーが発行した防汚システム及びシーラコートに関する宣言書 (Chemical Abstract Service Registry Number “CAS No.”を含む)
 - (5) 製品安全データシート (Material Safety Data Sheet “MSDS”) 又は同等の書類
 - (6) 塗装要領書
 - (7) 就航船の場合、建造時から現在までの塗装工事に関する造船所が発行した工事落成書又は履歴の解るもの (サンドブラスト等に関する施工要領を含む)
 - (8) 船舶所有者又はその代理の者による本船塗料に関する宣言書 (日本籍船舶の場合)
 - (9) 国籍証書の写し (新造船の場合)
8. 初回検査の内容は以下のとおりです。
- (1) 書類調査
 - (i) 塗料メーカーの宣言書にて、使用される防汚塗料が錫フリーであることの確認
 - (ii) 防汚塗料に含まれる有害成分名及び CAS No.の確認
 - (iii) 有機錫系塗料 (以下 TBT) 使用船である場合、サンドブラスト施工の範囲等の確認 (部分的の場合、錫フリー塗料を塗布する前にシーラコートの全面塗布が要求されます)。
 - (2) 現場検査
 - (i) 納品された防汚システムの製品名、色、製造会社名の照合及び総数の確認
 - (ii) 納品された防汚システムが施工されていることの確認
 - (iii) 就航船で、“建造時から現在まで錫フリー防汚システムのみが適用されていることが確認出来ない船舶” 又は“以前適用されていた錫入り防汚システムがサンドブラスト等で完全に除去されたことが確認できない船舶” について、サンドブラストで全面除去されているか又はシーラコートを全面塗布されていることの確認
9. 上記 5.又は 6.の時期に、担当支部又は事務所に初回検査を申し込みください。本船の旗国政府が AFS 条約を批准しており、また弊会が代行権限を取得している場合、担当支部又は事務所に AFS 証書を発行いたします。
10. 弊会発行の SOC を既に取得しており、AFS 条約発効後であって、上記 5.又は 6.の時期より前に AFS 証書が必要な場合は、本部管理センター検査技術部までお問い合わせください。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 検査技術部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2027 / 2028

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp